

施工04 仮設工事

- 1 防護棚(朝顔)は、1段目を地上5mに設け、2段目以上については下段から10mごとに設けた。
- 2 単管足場における壁つなぎの間隔は、垂直方向5m、水平方向5.5mとした。
- 3 高さ2m以上の位置に設けた作業床において、墮落のおそれのある箇所には、高さ85cmの手すりを設けた。
- 4 乗入れ構台において、乗込みスロープの勾配は、1/8とした。
- 5 防護棚(朝顔)は、1段目を地上5mに設け、2段目以上については下段から10mごとに設けた。
- 6 木造の建築物で高さが13m又は軒の高さが9mを超えるものについて、建築工事等を行う場合は、原則として、所定の仮囲いを設ける。
- 7 高さ5m未満の枠組足場の解体作業であったので、足場の組立て等作業主任者を選任せずに、作業指揮者を指名した。
- 8 屋内に設ける仮設通路については、通路面を、つまずき、すべり、踏抜等の危険がないようにし、通路面から高さ1.8m以内に障害物がないようにした。
- 9 登りさん橋は、勾配を30度以下とし、高さ8m以上の場合には7m以内ごとに踊場を設ける。
- 10 仮設はしご道のはしごの上端は、床から60cm以上突出させた。
- 11 移動式クレーンによる荷の吊り上げ作業において、10分間の平均風速が10m/s以上となる場合、作業を中止する。
- 12 型枠支保工の支柱の高さが3.5m以上であったため、労働基準監督署長への届出を行った。
- 13 落下物に対する防護のための工事用シートの取り付けに当たっては、足場に水平支持材を垂直方向5.5mごとに設け、シートの周囲を40cmの間隔で、隙間及びたるみがないように足場に緊結した。
- 14 高さが10mを超える足場を60日間以上設置するため、組立て開始の30日前までに、労働基準監督署長に届け出た。
- 15 吊り足場の作業床については、幅を30cmとし、かつ、隙間がないように設置した。
- 16 落下物に対する防護のためのメッシュシートを鉄骨外周部に取り付ける場合、垂直支持材を水平方向5.5mごとに設けた。
- 17 枠組足場における水平材については、最上層及び5層以内ごとに設けた。
- 18 地下躯体の工事においては、切ばり上部に設けた作業用通路の手すりについては、高さを100cmとし、中棧を設けた。
- 19 型枠支保工の計画において、階高の大きい場所にはパイプサポートを3本継いで用いることにした。
- 20 工事現場の周囲に設ける仮囲いにおいて、出入口、通用口等の扉は、外開きとした。
- 21 高さが2mの作業構台においては、作業床の床材間のすき間を5cmとした。
- 22 ガイドレールの高さ20mの建設用リフトによる資材の運搬作業において、資材の状態を監視するために、労働者を運搬時に搭乗させた。
- 23 鋼管規格に適合する単管足場において、建地の間隔については、けた行方向を1.8m、はり間方向を1.5mとした。
- 24 防護柵(朝顔)のはね出し材の突き出し長さは2mとし、水平面となす角度は30度とした。
- 25 高さ又は深さが1.5mを超える箇所における作業については、労働者が安全に昇降するための設備等を設置した。

施工04 仮設工事

- 1 ○ 工事場所が地上から10m以上の場合は、1段以上、20m以上の場合は2段以上設ける。JASS2
- 2 ○ 単管足場における壁つなぎの間隔は、垂直方向5m、水平方向5.5m以下とする。
- 3 ○ 足場(一側足場を除く)における高さ2m以上の作業場所には、作業床を設け、墜落の危険のおそれがある箇所には、高さ85cm以上の丈夫な手すり等を設ける。JASS2では、作業場所の広さ等により、95cm以上または90cm以上の手すりの中棧及びつま先板を設けることとしている。
- 4 ○ 乗入れ構台などの架設通路の勾配は30度以下とする。設問の勾配1/8は、30度以下である。
- 5 ○ 防護柵(朝顔)は、1段目は地上5m以下、2段目以上については下段から10m以下ごとに設ける。
- 6 ○ 木造の建築物で高さが13m若しくは軒の高さが9mを超えるものについて、建築、修繕、模様替又は除却のための工事を行う場合においては、工事期間中工事現場の周囲にその地盤面からの高さが1.8m以上の板塀その他これに類する仮囲いを設けなければならない。建築基準法施行令第136条の2の17
- 7 ○ 高さ5m未満の枠組足場の解体作業であったので、足場の組立て等作業主任者を選任せずに、作業指揮者を指名した。
- 8 ○ 屋内に設ける仮設通路については、通路面を、つまずき、すべり、踏抜等の危険がないようにし、通路面から高さ1.8m以内に障害物がないようにする。
- 9 ○ 登りさん橋は、勾配を30度以下とし、高さ8m以上の場合には7m以内ごとに踊場を設ける。
- 10 ○ はしご道のはしごの上端は、転位防止のため床から60cm以上突出させる。
- 11 ○ 移動式クレーンによる荷の吊り上げ作業において、10分間の平均風速が10m/s以上となる場合、作業を中止する。
- 12 ○ 型枠支保工の支柱の高さが3.5m以上の場合、労働基準監督署長への届出を行う。
- 13 ○ 工事用シートの取り付けは、足場に水平支持材を垂直方向5.5m以内ごとに設け、シートの周囲を45cm以内の間隔で、隙間及びたるみがないように足場に緊結する。
- 14 ○ 高さが10mを超える足場を60日間以上設置する場合、組立て開始の30日前までに労働基準監督署長に届け出なければならない。
- 15 × 吊り足場の作業床は、幅を40cm以上とし、かつ、隙間がないように設置する。
- 16 × メッシュシートはポリエステル繊維などを網目状に特殊織りしたシートを鉄骨外周部に取り付ける場合は、垂直支持材の水平方向の取付け間隔は4m以下とする。
- 17 ○ 枠組足場における水平材については、最上層及び5層以内ごとに設ける。
- 18 ○ 切ばり上部に設けた作業用通路の手すりについては、高さを95cm以上とし、中棧を設ける。
- 19 × 型枠支保工にパイプサポートを用いる場合は、2本継までとし3本以上継いで用いない。
- 20 × 仮囲いの外側を通行する第三者への安全を考慮して外開きにしない。
- 21 × 高さ2m以上の作業床の床材間の隙間は、3cm以下とする。
- 22 × 事業者は、建設用リフトの搬器に労働者を乗せてはならない。クレーン等安全規則
- 23 ○ 単管足場の建地の間隔はけた行方向を1.85m、はり間方向を1.5m以下とする。また、建地間の積載荷重は、400kgを限度とする。
- 24 ○ 防護柵(朝顔)のはね出し材の突き出し長さは2m以上とし、水平面となす角度は20~30度とする。
- 25 ○ 高さ又は深さが1.5mを越える箇所で作業を行うときは、労働者が安全に昇降するための設備等を設置しなければならない。